

津波等の防災対策について(案)

平成 25 年 3 月

山口県地震・津波防災対策検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	1
3. 津波からの避難	2
4. 津波防止意識の向上	3
5. 海岸保全施設等の整備等	4

1. はじめに

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波の防災対策の充実・強化に取り組むため、本年度、「山口県地震・津波防災対策検討委員会」は県地域防災計画の見直し等に向け、南海トラフの巨大地震及び日本海で想定される地震・津波の被害想定調査、それに伴う地震・津波防災対策等の検討を行った。

検討にあたっては、国の被害想定との共通点、相違点を明らかにしながら、地域の人々に分かりやすい説明ができることを念頭におき作業を進めた。

以下は、このうち地震・津波の防災対策について取りまとめたものである。

2. 基本的な考え方

- 津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベル、L1・L2の津波を想定することを基本とする。
 - ・ **L1津波**： 最大クラス津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔防災対策〕 海岸堤防、河川堤防等、基本的にハードによる人命、資産の保護
 - ・ **L2津波**： 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔防災対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策
- 津波を防ぐ施設の効果に過度に期待することなく、住民が津波の現象と津波災害の特徴を理解し、迅速・主体的に避難することを基本的な対策とする。
(災害時に被害を最小限に止める「減災」の考えに立つ)
- 早急かつ確実に対策を講じることが必要であり、住民の津波避難対策や防災教育、防災訓練の充実など、津波から住民を守る上で優先度が高いと考えられるソフト対策に重点をおき取り組むこととする。
一方、ハード面の整備等については、検討等に時間を要することから、中長期的な対策と位置付ける必要がある。
- 東日本大震災以降、高まっている防災意識を継続して持ち続けてもらうため、意識向上の普及啓発を継続的に実施することが重要である。その際、報道機関の協力も重要である。

3. 津波からの避難

【基本的な考え方】

- 本県は、三方が海に面し、総延長約1,500kmの長い海岸線を有する地理的環境にあるが、これまで津波による大きな被害が記録されていないことなどから、津波に対する危機感が薄いという指摘がある。今回被害想定調査により日本海及び瀬戸内海沿岸部で想定される津波高・浸水域、それに伴う被害想定が示されることから、自分はどこに避難するかなど、避難に関する基本的なことを認識する必要がある。
- 津波による被害を軽減するには、住民自らの避難行動（すぐに高いところへ逃げる）が最も重要であり、自力で避難できない災害時要援護者の避難も含めて、地域全体でその体制を整える必要がある。
- 津波警報や注意報について正しく理解してもらい、津波警報等の発表時には、避難を開始するなど適切な対応が行えるよう周知・啓発する必要がある。
- 地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合において、観光客などに対し、災害時の情報の入手方法や避難方法等について周知することができるよう配慮する。

【避難方法】

- 地震・津波発生時に、自動車での避難は交通渋滞を引き起こし、その結果として避難を困難にするなど様々な問題点があることから、津波が発生する場合の避難については、徒歩が原則である。しかしながら、歩行困難者が避難する場合や津波到達時間、避難場所までの距離、避難路の状況等により自動車避難を検討せざるを得ない場合もある。このような場合には、自動車による避難が安全かつ確実にできる方策等について検討する必要がある。

【津波ハザードマップ】

- 具体的で実践的なハザードマップを整備することは、住民避難に有効であるが、逆にハザードマップの浸水予測区域等が安心材料となり、住民の避難行動を遅らせ、結果的に被害を拡大させた可能性も指摘されている。したがって、市町は津波ハザードマップを作成するとともに、ハザードマップの活用法と留意点について広く周知を図る必要がある。

【津波避難計画】

- 県の地域防災計画の策定を受けて、市町は津波浸水予測図の作成を踏まえ、早急に津波避難計画を策定する必要がある。また、県は市町が早急に策定する支援を行う必要がある。

- 津波の来襲に対し、地域の状況に応じて住民が迅速かつ確実に避難できるように、避難対象地域や避難場所、避難路の指定・設定、避難指示等の発令など、地域の実情を考慮した津波避難計画を、住民や自主防災組織、消防機関、警察等の参画を得たうえで策定し、住民に分かりやすく示すことが重要である。この時も報道機関の協力が重要である。

【避難経路、避難場所等の指定・整備】

- 津波からの避難については、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難経路・避難場所や津波避難ビル等の指定・整備を行うことが重要である。設置等にあたっては、施設を把握しやすいように案内板等を設置する必要がある。

【災害時要援護者への対応】

- 避難対策にあたり、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に配慮し、地域で支援する体制の整備を図ることが重要である。

【情報の伝達】

- 災害時に住民が迅速かつ確実に避難するには、どのような災害がどこで発生しているのか、また自分がどこに避難すればよいのかなどの情報が不可欠である。このため、市町は有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレンなどあらゆる広報伝達媒体を活用し、情報の伝達を行う必要がある。
- 伝えられる内容が住民の避難行動に結びつくよう、その伝達内容等については、報道機関も含めてあらかじめ検討しておく必要がある。

4. 津波防災意識の向上

【防災知識の普及・啓発】

- 津波による人的被害を軽減するためには、県や市町など防災関係機関による防災対策の推進と同時に、住民一人ひとりが自らの命は自分で守る心構えを持ち、発災時に冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。
- 津波の来襲に対し、迅速かつ確実な避難行動がとることができるよう、住民は自宅や職場付近の地形・海拔のほか、避難経路や避難所等について事前に現場を確認するなどして把握しておく必要がある。そのため、県は想定される地震・津波に関する情報について、市町は浸水域や避難経路等を示す津波ハザードマップについて周知する必要がある。

- 地震・津波災害に関する住民の一層の理解を促進するため、県及び市町は防災訓練や防災教育の充実を図り、日頃から住民や事業者等と地震・津波対策に係る情報を共有する必要がある。
- 災害時に住民の確実な避難行動に結びつけるため、強い揺れ、弱くてもゆっくりした長い揺れを感じたり、揺れがなくても津波警報を見聞きしたら、自らの判断で、迷うことなく迅速に避難を開始するなど、学校や地域において、避難行動の重要性を継続的に啓発していくことが大切である。こうした防災教育の推進はもちろん、防災を日々の暮らしに密着した生活の一部として位置付ける「防災文化」の定着に向けて、自主防災組織等と連携して一層取り組むこと必要である。

【防災教育】

- 津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を推進するため、県及び市町は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図る必要がある。

【津波防災訓練】

- 防災週間等を通じ、市町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の維持向上や住民等の適切な避難措置等に努める必要がある。

5. 海岸保全施設等の整備等

- 海岸保全施設については、L1津波の津波高の推計結果を踏まえ、施設の天端高や耐震性等を検討した上で整備を推進する。また、L2津波に備え、津波が施設を乗り越えた場合でも、粘り強く減災効果が発揮できるような耐浪性の高い構造を、必要に応じて確保することが必要である。
- 施設管理者は、海岸保全施設等の効果が十分に発揮できるよう適切に維持管理するとともに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう優先順位を明確にしておき、着実にその体制を整えていくことが重要である。
- 災害発生後の緊急対応、復旧、復興を速やかに行うためには、人、物の流れを確保するために陸上、海上、空の連携を日頃から行っておく必要がある。

山口県地域防災計画の修正案（津波防災対策の充実・強化）について

山口県地震・津波防災対策検討委員会の津波等の防災対策に関する報告を受け、津波から人的被害の軽減には、迅速かつ的確な避難等が重要となることから、県地域防災計画において「津波災害予防対策」の拡充及び「津波災害応急対策計画」の章の新設を行い、避難を軸としたソフト、ハード対策を組み合わせた総合的な津波対策に取り組む。

津波災害予防対策（第2編第17章 **拡充**）

○ 津波防災意識の向上

県及び市町等は、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、県民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

○ 津波からの避難

・避難体制等

津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

市町は、津波ハザードマップや津波避難計画の作成・周知を行うとともに、避難場所の案内板や海拔表示板等の整備・周知に努める。

沿岸市町は、災害時要援護者施設等の避難対策を支援するとともに、近隣住民等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

県は市町の津波避難体制確立への支援を行う。

・情報伝達体制

市町は、住民が迅速に避難行動をとれるよう、あらゆる広報伝達媒体や組織等を活用するとともに、同報無線の整備・拡充や多様な伝達手段の確保に努める。

○ 海岸保全施設等の整備

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度の高い津波の推計結果等を踏まえ決定する。

避難場所、避難経路及び津波避難ビル等の指定・整備に努める。

津波災害応急対策計画（第3編第21章 **新設**）

○ 避難指示等の伝達

沿岸市町は、強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合等、直ちに避難指示等を行う。

○ 住民等の避難行動

強い揺れ等を感じた際、沿岸地域の住民、船舶等は直ちに避難行動をとる。

○ 避難誘導

市町は、津波避難計画等に基づき迅速かつ安全に避難誘導を行い、消防職員団員など避難誘導にあたる者は、安全が確保されていることを前提に行う。

○ 津波災害情報等の連絡体制

県及び市町、防災関係機関等は、津波等に関する情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。